

## 令和3年第2回加西市教育委員会会議録

- 1 開会日時 令和3年2月25日(木) 14時00分
- 2 閉会日時 同日 16時05分
- 3 開催場所 加西市役所 1F 多目的ホール
- 4 出席者 教 育 長 民 輪 惠  
委 員 沼 澤 郁 美  
委 員 楠 田 初 美  
委 員 中 川 和 之  
委 員 深 田 英 世

5 上記出席者及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

教育部長	本 玉 義 人
次長兼教育総務課長	今 西 利 夫
教育委員会次長(文化財担当)	森 幸 三
教育委員会課長(施設担当)	井 上 英 文
学校教育課長	安 富 重 則
こども未来課長	伊 藤 勝
生涯学習課長	松 本 富 美
総合教育センター所長	常 峰 修 一
図書館長	藤 川 貴 博
教育総務課長補佐兼総務係長	松 田 ちあき

地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達していることを確認し、議事に移る。

6 付議事項

- 議案第3号 令和3年度加西市公立学校の管理職人事内申について
- 議案第4号 加西市学校運営協議会規則について
- 議案第5号 加西市学校運営協議会傍聴人規則について
- 議案第6号 加西市指定有形文化財の指定について

7 議題となった動議を提出した者の氏名

教育長より、本日の議案第3号は人事案件であるため、加西市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書きの規定に基づき、非公開とすることを諮り、出席者（4名）の全会一致で承認を得る。

会議の進行上、先に議案第4、5、6号から審議を行い、付議事項は休憩をはさんだ後に非公開で審議する。

## 8 質問及び討議の内容

議案第4号 加西市学校運営協議会規則について

議案第5号 加西市学校運営協議会傍聴人規則について

議案第4号、第5号は関連があるため一括審議とする。総合教育センター所長より説明する。加西市学校運営協議会規則を別紙のとおり制定したいので、委員会の議決を求める。資料4ページ以降に規則等を載せた。8月24日第8回定例教育委員会にて、センターの運営委員会兼学校運営協議会の在り方検討委員会について報告した。その後、令和2年度制定予定で進めていた規則ができたので、審議をよろしく願いたい。

8月にご意見を頂いた人事に関することや学校評議員会との絡みのあった点も鑑みながら規則を考えた。なお、規則の補足については8、9ページに記している。例えば前回人事等に関する意見を頂いたので、第5条では職員の採用及び任用の範囲についても細かく説明を入れた。10ページでは、前回に説明した学校運営協議会について簡単にまとめている。なお、現在学校にある学校評議員会との違いだが、学校評議員会は校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる仕組みであるのに対し、今回規則を定める学校運営協議会は、校長と地域住民、保護者が協働して学校運営を進める機関として法定根拠に基づき設置していくものである。なお、学校運営協議会は傍聴が認められることから、12ページに傍聴人規則を出している。

教育委員からの質問及びの総合教育センター所長の回答

- ・ひな形はあるのか。3条（設置）で「教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。」と書かれているが、3項では「教育委員会は、協議会を置こうとするときは、」という表現がある。どんな法律的文言が適切なのかよく分からないが、1項で「置くものとする」というなら、3項は「置くに当たっては」等になるのではないか。これはどう解釈したらいいのか。（回答）基本的に「置くもの」であるが、取り方というか、「置くに当たって」というニュアンスの言葉である。文部科学省のひな形と他市の規則等を鑑みながら決めた。

- ・これは多分文科省の協議会規則の例を規範として作られていると思う。その中で加西市として独自に要らない文章を省いたり訂正したりと、変更された点を改めて報告していただきたい。

(回答) まず、第8条の委員の選出について12名以内とした。現在のところは、加西市では学校評議員会が学校と良好な協力体制を築いており、それをスムーズに移行していくに当たり、学校評議員の人数にコーディネートする役割の人をプラスして12名としている。加西市より多いところもあるが、ここら辺の人数は加西市として考えて出している。その他については、人事権に関する事等、大体学校現場の状況に即し、運営協議会の目的にも則している。5条2項など多くの市町が危惧していたので、結果的に類似した内容になっているところが多い

- ・例えば第4条は3項までで、3項の「その他の校長が必要と認める事項に関する事」で集約されている。本来ならここに「学校予算の構成及び執行に関する事」や「施設管理及び施設設備等の整備に関する事」という文言が入ってきているのだが、そこをあまり入れると色々な意味で難しくなるので、3項でまとめたと解しているのか。

(回答) 幅広いので。ただ、直接のコンセプトは「地域と共にある学校」であり、予算面でどうかなるところもあるだろうが、学校運営の参画や支援、協力の方向として、基本的に3項でまとめてしまっている。

- ・第13条（会議の公開）で「協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする」とあり、特別な事情の場合は公開をしないと読み取れる。ここでこういう文言で行くのか。この文章で読み取ってくださいではなく、例えば改めて「必要と認められる場合は非公開とします」というふうに文言で、はっきりと非公開をする場合があることを文言として入れるほうがいいのではないのか。非公開にするときはこういう理由ですのだと文言があるほうが、かえって分かりやすく適切で、今後の運用に使いやすいのではないかと思うが、どうなのか。

(回答) いろんなケースが想定されるが、原則公開するのが文科省の方針なので、あえて「非」とつけずに、特別な事情があれば非公開にするというニュアンスを込めて書いている次第である。補足も含めてあまり細かいところを出し過ぎるときりがないので、分かりやすくということもあるが、原則に則ってしている。

- ・第16条の（協議会の庶務）で「協議会の庶務は、対象学校において処理する。」とあり、これは文科省のほうでもそのように書いてある。ただ、第3条（設置）第1項2行目には「教育委員会が2校以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る

必要があると認める場合には、2校以上の学校について1つの協議会を置くことができる。」とあるので、2校と一緒に協議会を連携してした場合の庶務の内容だが、例えば「2校以上の学校で1つの協議会となった場合、学校の協議によってどちらかに庶務を置きます」とかいう文言がここになくてもいいのか。

(回答) 2校以上に置く場合は会長が1名となるので、会長の意見に従いながら学校同士で連携を取り合っただけで庶務活動をするか、あるいは1つの学校で集約して統括して行うのかは、臨機応変に対応できるようにしていきたいと考えている。

- ・第16条「協議会の庶務は、対象学校において」となっており、「会長において」という文言ではない。2校の場合は「会長において」ということの補足は必要ないのか。

(回答) 8、9ページ16条補足に「2校以上の場合」について載せるよう検討する。

- ・9ページの規則の補足の第13条（会議の公開）については、「傍聴人」というのを持ってきているが、大則では「会議の公開について住民等に広報する必要があるのか」と書いてある。ここらのところは、傍聴のみを考えているのか。工夫としてホームページについても書かれているが、方針としてはどのように公開もしくは公表をするのか聞かせていただきたい。

(回答) 傍聴をしたいと思っても、いつ行われるか分からない場合がある。それを一度一度地域全体に広報できないので、「会議の公開」というのは学校運営協議会を開催する日時を知らせるため、ホームページの活用をすると載せている。

- ・12ページの傍聴人の規則について、例えば録音や撮影禁止とか、そんなに人はいないのかもしれないが、定員の制限などというものはここに入っていないのか。

(回答) 今回初めて運営協議会を設置するので、傍聴人の人数や制限等については予測ができていない。恐らくそんなにたくさんではないと思うが、10人、20人と来られても、学校の中であれば対応できるスペースがあると思う。それ以上多くなるなど人数管理が難しい運営状況が出てきたとき、会長と相談しながら、適宜教育委員会と相談するよう考えている。実はこれは定例教育委員会傍聴規則を流用していることから、録音、撮影についてはそれより細かく書いていない。例えば、第4条6号や第3条3号で「会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者」、それから「前各号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者」とあり、そうしたところを含めて考えている。ただ、基本的には緩やかな方向で住民に会議内容の報告をお知らせするという事になっているので、教育委員会の規則に準じている次第である。

- ・文科省ひな形の中の（委員の研修）について「教育委員会は委員に対して協議会の役割や責任とか、委員の役割について理解を得るため、研修を行うこととする」という文言がある。教育委員会が任命するからには、委員となった方にこういう役割ですよとか、こういう責任ですよといった研修が必要ではないかと思うが。

（回答）研修の持ち方については、規則を制定し、協議会委員を受けた方へ令和3年度から研修を持ち周知をしていくことになる。ただし、委員がおっしゃられたように、学校をうまく盛り上げてやっていただくのがこの規則の趣旨だと思うので、そういう研修の機会等も考えながら進めてまいりたい。
- ・第17条補則で「必要な事項は、教育長が別に定める。」とあるが、これは別紙に何か書かれたものがあるのか。

（回答）学校評議員の謝金等を定められたものがあるので、それに応じる。
- ・9ページ補足で「旅費相当額の謝金を充当する。」とある。まれに遠方の方もいるが、上限は決まっているのか。

（回答）そうである。学校評議員で謝金が出ており、ほとんど今の活動は回数的に言っても学校評議員にとっても動いていただいているので、それに合わせることにする。もちろん参加する機会にもよるが、一応上限を決めている。
- ・地元の方が多いため、旅費はあまり発生しないと思う。有識者として稀に大学の先生など遠方の方もいらっしゃると思うが、そういう方には上限があるのか。

（回答）申し訳ないが、年間を通じてで、同じ謝金とする。
- ・10ページの部活の指導員が（△）となっているのは、どのように考えたらいいのか。

（回答）未来塾とか環境学習その他については、非常にいい形で進んでいるが、部活指導員については確保が難しい。県の部活動指導員制度もいろいろあるが、まだなかなか多く取り入れていない状況があるため、△ということだ。
- ・取り入れて始まっている学校もあるのか。

（回答）種目によって、競技の経験があまりない顧問の場合、そこに外部指導員が入って指導している学校がある。
- ・例えばどこの学校のどの部活というのは言えるか。

（学校教育課長の回答）全ての学校ではないが、各学校でバスケット、剣道など足りないところに入っている。所長が申し上げたように、顧問が専門性をもってやれる教員ばかりではないので、そうしたところに配置している。また、個別のものは別

途お知らせさせていただく。

- ・ 12ページの「傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。」に帽子をかぶることが駄目とあるが、これはどういうふうに解釈したらいいのか。

(回答) 定例教育委員会の規則に則ってやっている。

- ・ 帽子をかぶっていたら、出てくださいと言われるのか。それは、どうしてなのか。

(回答) そうなる。マナーとして、また目深にかぶるなどいろいろあるので、ここについては、ちゃんと表情が分かるようにということで、その規則に準じている。

- ・ 帽子をかぶっていても、別に法的に罰せられるわけではないのではないか。

(回答) その様子によりそこは会長の判断となる。

(他の教育委員からの意見) 帽子をかぶって何かしたら、顔が分からないといけなないので、防犯上の問題なのかなと思った。

(教育長の回答) そういうことはフレキシブルに判断しろという意味です。

- ・ 8ページ補足の第5条の欄、矢印2つ目に「第4条で承認された学校運営方針の実現のために必要な、教育上の課題の解決を図るため」と書いているが、教育上の課題とは具体的にどんなものがあるのか。

(回答) 幅広くある。家庭教育の話、教科指導の話、学校行事を含め、もっと地域がこんなふうに学校を応援したいとか、教育課程編成上のことでこんなふうに協力して盛り上げたいなど。あるいは、防犯上のことでも、今ワッシュイスクールで非常にご協力していただいているが、いろんな学校課題を抱えており、一概には言えないが、そのときそのときで、これからの時代それこそ Chromebook も入ってきて、Chromebook をどう使うかで支援員を探しているので、地域の中から助けてくださる方が出るかなどいろいろなことが考えられる。とにかく学校を応援して、おらがむらの子どもたちを盛り上げて、先生と協力しながら運営していこうという趣旨にのっとったものなので、そのときどきの運営委員さんがいろいろぶれることは困るが、子どもたちに本当に必要なことを支援していただくのがいいかと思う。今、ぱっと浮かんだだけだが、そういった活用の仕方もあると思う。

- ・ 第6条「対象学校の運営状況について評価を行う」と書いているが、学校評議員会が今やっているような評価の地域版みたいなものか。

(回答) 学校教育法に定められた関係者評価で今やっているものと同じ。それは学校評議員会がなくなるとできないではなく、せつかく校長がこうしようとする学校の運営方針に対しみんなで賛同して協力しようとしているので、それをこの運営協

議会において今やっている版を同じく評価していただくように考えている。

- ・全体を通してコミュニティ・スクールについての校長先生の理解度はどれくらいなのか。コミュニティ・スクールとはこういうことをしていけないといけないとかを校長先生は大体どれくらい理解し熟知しておられるのか。

(回答) 地教行法が定められてから、さらに 29 年度で努力義務となったので、知識的には理解はしている。ただ、加西市の中でどう導入していくか、また、地域の方の協力を得ながら学校の運営方針をどう持っていくのかについては、時代の流れとはいえ、これからも勉強していきながら、その地域との信頼関係が一番大事になるのでいろいろと考えている方もある。ただ、教育委員会としても事あるたびに、校長会や教頭会の中でこう進んでいくとお伝えしている。もしまだそこまで意識がない方がいれば、そこは当然勉強していただかなければならない。いずれにしても周知を行っているので、大丈夫かと思う。

- ・これは今から議決していくのだが、もう準備段階に入っていて、やっていくってなっている学校や地域、地区はどこかあるか。

(回答) いろいろなモデル校やコミスクの発表があり、行くことがある。素晴らしい活動を発表されるが、感動して帰ってきた人の話を聞くと、実は「それ全部加西市でもやっているな」ということがある。見守り隊もワッシュョイスクールも。そして地域の方が小学校に行っているいろいろな伝統行事、歴史とかを教えている。また、中学校も公民館との活動で交流をしている。そうしたことを考えると、加西市としては今の活動をスムーズに移行しながら、さらに地域と学校の結束力というか、自分たちの学校を応援しようという体制ができるようないい意識づけをしていきたい。

#### 議案第 6 号 加西市指定有形文化財の指定について

森教育委員会次長より説明する。資料 13 ページ参照。文化財保護に関する条例第 3 条第 1 項の規定により諮問を行った次の文化財については、加西市文化財審議委員会からの答申にもとづき市指定文化財に指定したいので、委員会の議決を求める。令和 3 年 2 月 25 日。文化財名称は青野原俘虜収容所棟札。今回、移動可能なため実物を持ってきた。棟札とは、いつ誰が建てたということを記し、建物の屋根裏等につけておくもの。今回見つかった棟札には、16 ページ記載のとおり、「青野原俘虜収容所新築工事」、起工は大正 4 年 6 月 25 日、竣功が大正 4 年 9 月 13 日。設計者名は陸軍技手、大野栄次郎、工場主任官陸軍一等主計、丹羽鹿蔵、請負人は五百旗頭喜八と書かれている。建物の棟札自体は例えばより古い江戸時代のお寺でも存在しているが、今回、近代の戦争遺産として取り上げて指定することになった。

資料 14 ページに文化財審議委員会からの答申を載せた。記書きには以下の記載がある。諮問のあった次の文化財については「市指定することについて適当であると認める」。理由には、「この棟札は、第一次世界大戦における捕虜を収容するために設置された本格的な収容所の一つである青野原俘虜収容所（大正 4 年に開設されたもの）の棟札であり、将校用収容棟を転用した建物から発見」されたもので、「青野原俘虜収容所の具体的な所在地を証明した貴重な史料ということ、また、軍事施設の棟札としては市内唯一のものであり、俘虜収容所の棟札としても、国内では多分ほかに残存例はない」ことから、「近代戦争遺産の一つとして高く評価でき、指定は妥当といえる」と審議委員会から答申を頂いた次第である。

#### 教育委員からの意見や質問及びの教育委員会次長の回答

- ・文化財の諮問があるときは、私はできるだけ自分の目で確認したいと思っていたので、見せていただきたいなと質問しようと思っていたところ、持ってきていただいたので、すごくわくわくしている。加西でそうした近代戦争遺産がたくさん出て注目されているということはとてもうれしいし、皆さんにも見ていただきたいと思う。
- ・15 ページ備考に記載の青野原俘虜収容所将校用風呂棟を沼澤さんと見に行ったとき、なかなか分からなくてどこにあるのだろうと思って見ていたところ、何か民家の敷地内にあった。もう少し何か立札や分かりやすいものがあったらいいと思う。また、外から覗いたら、物入れみたいな感じで、もう少ししっかりしたものを管理できたらいいと思うのだが。見に行くと、「ああこんなものか」と少しショックに思った。  
(回答) 指定の際に見に行かれたときから比べると、保存会でも管理をされており、敷地内の看板が当初より増えて道案内的なものもできるようになっている。そして、ここから見てくださいというような看板も外側にあり、中も入れるようにしているので見ていただける。当初見ていただいたときよりは少しきれいにはなっていると思う。
- ・私が見に行ったのは去年だが、それは最近のことなのか。  
(回答) そうである。今年度もウォーキング等もあり公開をしているので、それに合わせて、地元の青野原俘虜収容所の保存会の方が少し手をかけていると思う。
- ・今、収容所は現存していないと思うが、はっきりした跡地はあるのか。  
(回答) アスファルトに変わっているが、道路は当初建てられた区画のままで残っている。公民館前に大きな説明看板が立っており、その辺を見ていただいた後、風呂棟のほうへ行っただくようになると思う。



- ・看板だけなのか。それ以上環境が変わらないように何かされるとか決めているのか。指定されると、それ以上は触ってはいけないのか。  
(回答) 登録文化財なので、指定文化財よりは緩やかな扱いになる。逆に活用面で、手も入れやすい指定制度なので、今後活用に向けて少しずつ動いていくことになると思う。
- ・よく私も国道 372 号を走るので、繁昌を抜けたところから看板がちゃんと上がっていて非常に分かりやすい。それから、今のところ現物は埋蔵文化財整理室に置かれるということだが、レプリカや何か写真を撮って俘虜収容所に展示する予定はないのか。  
(回答) 過去に展示をしたこともある。去年はオーストリアで展示された。写真を撮ってパネルに貼ったような簡単なレプリカは整理室にも展示しているし、移動可能なものなので今後、機会を見つけ展示を進めたい。
- ・貴重なものであり市民が知る機会は必要だと思うので、よろしく願いしたい。

## 8 議決事項

議案第 4 号 加西市学校運営協議会規則について

原案どおり可決

議案第 5 号 加西市学校運営協議会傍聴人規則について

原案どおり可決

議案第 6 号 加西市指定有形文化財の指定について

原案どおり可決

## 9 報告事項

### 教育長

前回の定例委員会以降の活動について報告する。

1月21日、定例委員会当日の夜、加西市こども狂言塾の稽古を見学した。現在、こ

ども狂言塾は第8期生を募集している。実はこの日に既に高校生になっている第1期生の1人が、コロナ禍の不自由な中でお稽古に励んでいる後輩たちに贈りたいということで、1500枚のマスクを寄贈するためにお稽古場に来てくれた。彼は姫路の私立中高一貫の男子校に通っているが、狂言塾で習った「小舞」を披露して、それだけではないと思うが、皆さんがよくご存じの関西の芸能グループの試験に合格した。マスクを購入したお金はその芸能グループの尊敬する社長さんからご褒美で頂いて神棚にお祀りしていたお年玉だという。つくづくそのときに私が思ったのは、「100年に1人出るかどうかの笛の名手」と言われた今は亡き能楽笛方、藤田流家元の藤田六郎兵衛さんや、今回こんなことにはなったが、オリパラ芸術監督であった狂言師の野村萬斎さんたちが、第1期生として特に手塩にかけられた塾生であったことだ。塾生たちがそうしてある意味世界的な指導者を得て、こんなふう to 育ててくれていることに、先生方もおっしゃっていたが、私はこども狂言塾の伝統とか文化の継承のようなものの芽生えを感じ、大変胸を打たれた。まだ、子どもなので欲しいものもいっぱいあると思うが、そういうときにわざわざマスクを1500枚も買って稽古場に届けてくれたことに、その場にいる人たちはみんな感動していた。久しぶりに稽古を見せてもらいに行ったら大変ありがたかった。

翌22日には、先ほど森次長からもあった第1回加西市文化財審議委員会、また第1回代表区長会があった。夜には、第2回加西市教育振興基本計画策定審議会が開催され、大変重い会議が続いた日であった。29日には、定例校長会があり、その午後に日ノ本学園学長と面談した。ちなみに、この新学長も女性だった。夜には第4回学校あり方勉強会があり、教育委員さんたちや多くの校長先生方にご出席いただき感謝している。

2月に入り、2日には総合教育センター運営委員会に出席した。4日には、同じ総合教育センターで行われた新任の先生方の研修に参加した。その内容は、センターの会議室に集まった新人の教諭たちが、そのときたまたまだったと思うが、宇仁小学校でのICTを使ったGIGAスクールをリモートにて全員で見学し研修するというものだった。もちろん、現場で先輩先生方の授業をじかに見るほうが、研修として多分リアリティがあると思う。しかしながら私は、こうした学校と会場をリモートで結んだ研修も大変新しく意義深いものだと感じた。

特にリモートの画面に映る授業内容を見た若い熱心な新人の先生方が、自分が行っている授業に一旦置き換えて画面を見てみる客観性と余裕があり、それは現場にいるより強かっただろうと思う。それを見ながら自分のやり方を反省したり、映っている授業のやり方で参考にしたい箇所を一生懸命熱心にメモ書きしたりしていた。研修の最後には、10キロぐらい離れた学校の現場にいる先輩先生と双方で意見を交換し合うなどしており、コロナ禍でもリモートならではのそういう研修ができる利点はたくさんあるんだと実感した。私も教育長になってから、県の会合などのあらゆるものが

コロナで全部なくなり、だからいつまでたってもなかなか成長しないのかもしれないが、それでも前向きな姿勢で積極的に何かの方法を見つけてやろうとすること。研修もやろうとすること。これが加西市の教育委員会のいいところなのだと思います。手前みそのようになって申し訳ないが、事務局はさまざま努力していると感じたところである。

5日には、第一生命様から加西市へ車いすを寄附していただき、その中の1台を加西特別支援学校へ渡す贈呈式があった。また、その日の夜には、教育委員さんたちにお集まりいただき、学校のあり方検討のミーティングを行った。6日土曜日には、令和3年加西市区長会総会に出席した。これは余談であるが、100人以上の会場に集まった中で、アナウンスメントをした司会者を除いて、女性は私1人だけだったので少し驚いた。7日日曜日には、フラワーセンターでの「秋の写真コンテスト」の表彰式に出席し、教育委員会からの賞状を授与してきた。8日には「さわやか市民賞」の贈呈式、9日には、閉会中の総務委員会に出席した。

12日には「栄養教諭による食育指導・栄養指導に係る連絡会」があった。皆さんも見えていただいたと思うが、実は南部給食センターに最新の調理器具スチームコンベクションが入った。スチームコンベクションというのは、最新で、万能の調理機器と言われている。栄養教諭方からは、まだそれを使いこなせていないのではないかという声が出て、例えばプロの調理人や料理人を招くなどして、スチームコンベクションでどのようにおいしくリーズナブルな給食を作って出すことができるのかというセミナーを開きたいという意見が出た。調理員さんたちは大変それに興味を持ち、おいしい給食を作りたいという意欲があるので、これからそういう方を探して、ぜひ来年度やりましょうという大変前向きな話合いになった。

16日には、農林水産省主催「食育推進フォーラム」が開催され、私は教育長室にしながらオンラインで参加した。冒頭に、服部幸應先生の食育についてのスピーチがあり、リモートで全国から大体500人近い参加であった。

翌17日は文部科学省主催の「市町村教育委員会オンライン協議会」に参加した。私が出た分科会には、北は宮城県から南は大分県というような教育長さんや教育委員さんがおられた。これもリモートの大変いい利点だと思った。ただ、それに参加する手続というか、会議に入り込むのがなかなか大変で、現場の皆さんの手を煩わせ参加するという大わらわの状態であったが、無事参加できた。

この日の夜は、第3回加西市教育振興基本計画策定審議会を開催した。ほぼ審議は終了した。それはいつ頃に公表される予定か？

(次長兼教育総務課長の回答) 今各課で修正作業を行っており、その後公表する。もともと予定していたよりも、審議会そのものの回数が増えたりしたので、どうしても若干遅れてしまっている。早ければ4月頭には完成させる予定。

というようなことである。次長が「回数が増えた」と言っていたように、当初2回の予定だったが、大変重い内容だと思ったので、私のほうで3回開催にさせていただいた。当初より遅れ気味になり、申し訳なく思っている。

18日に「子ども・子育て会議」へ出席した。この会議は子育て中のお母さんも委員として大変積極的に参画していただき、活発な議論が行われているいい委員会である。私は1回目、2回目共に参加した。このときは最近どんどん増えている発達障害の子どもたちにも話が及び、加西市の療育という分野の重要性を再認識する委員会だった。

続いて、昨日24日午前中から、富田小学校、西在田小学校でALTによる英語授業の見学をした。ALTは英語のネイティブスピーカーが原則である。英語のネイティブというと、多分皆さんのイメージが決まっていると思うが、そこで感じたのは、今のネイティブの範囲というのは大変国際的になっているということである。まず、カメルーンの先生、ブータンの先生、みんな共通語が英語である。あと、インドネシア、カナダ、アメリカと、そういうところからALTの先生方が来てくれている。私はイントネーションや発音を少し危惧していたが、聞かせていただくと皆さん大変きれいな英語で、加西市の小学生とも積極的に会話をしていた。さすがにきちんと選んでいるんだなとうれしく思った。

これは私の考えであるが、外国語教育というのは単なる文法やボキャブラリーを習得することではなく、言語の奥に持っている風習とか文化、そういうことを感じ取ることに意味があり、世界の多様な価値観を吸収することが重要である。今の国名だけ上げても、カメルーンはアフリカで、ブータンはネパールのすぐそばで、カナダ、アメリカからも来ているので、世界の多様な価値観を加西の小学生が吸収しているということが大変重要であり、いいことだなと感じて帰ってきた。

小学校から戻って、加西市の卒業生に贈るビデオメッセージの収録を行った。小学校11校、加西特別支援学校の小学部と中学部全部で299人、そして、4つの中学校と加西特別支援学校高等部を併せて324人が今回卒業を迎える。本来はお祝いに駆けつけるところだが、コロナのために従来のような卒業式は行わない。けれども、心を込めて教育委員会からお祝いと激励を伝えたつもりである。

前回は申し上げたが、このほかに予算関係や人事関係のヒアリング、面接等が随時次々と続いている。多々あり長くなってしまったが、以上で報告を終わりとす。

#### **学校教育課長**

学校教育課からは2点報告を申し上げる。まず、1点目、令和2年度末及び令和3年度の小中特別支援学校における学校教育活動について報告する。

まず、令和2年度末現在の各校の教育活動について。卒業式について先ほど教育長の報告にもあったが、告辞等は教育委員会から届けることとし、皆さんが式に参加し

て告辞を読んでいただく機会はなくなった。卒業式までのどこかの時間を使って担任が教育長メッセージを流すということで進めていく。先ほども申したように、出席は自粛いただくということで進めており、昨年度同様に卒業式は卒業生、保護者、職員のみでの出席に限り挙げる。学校によっては、一部の在校生代表者のみ参加を考えているところもある。また、教室にてオンラインで卒業式の様子を中継したり、式後の歓送の際には見送りをしたりというように、それぞれの学校で工夫をしている。当日でなくても、前日まで十分に在校生が卒業生に感謝や歓送の思いを伝える行事や機会を設けていると聞いている。また、令和3年度初めの入学式については、小中学校は4月8日、特別支援学校は9日に挙げる。こちらも卒業式同様の出席者、卒業生の代わりに入学生ということになるが、ご来賓の皆さんには出席を控えていただいて挙げる。

そのほか、現時点での令和3年度の主な学校行事については、運動会は本年度の反省を踏まえ午前中開催で、小中学校はいつも予定している9月に行く予定。特別支援学校は春を予定しており、本年度は開催できなかったが、来年度こそ開催したいという方向で考えている。開催時間が午前中になることについては、保護者やPTAの意見を聞き、今年度同様に行事の精選をしながら効果的な行事になるだろうという判断で、午前中開催の方向でと考えている。

また、修学旅行については、本年度いろいろな皆様方にご心配いただいた。現在、小学校は10月下旬、奈良・京都方面で変わっていない。中学校は本来なら5月に東京方面であるが、今年度同様に秋に長崎方面へ計画を変更している。特別支援学校の小学部は6月に大阪方面、中、高等部は9月予定で、東京方面から行き先の変更を検討している。

それから、市内全体の行事である小学校の市音楽会について、本年度は中止したが、今のところ来年度は開催する方向でと報告を受けている。校内の音楽会、合唱祭についても、コロナ禍でなければ昨年度と同じように行いたいと考えているが、観覧いただく方々の制限も視野に入れつつの開催と聞いている。

来年度の行事、学校教育活動をどう組むのかを各校で計画しているところだが、いずれにしても教育委員会としては、本年度1年間常に言い続けてきたように、その年、その学年でしか学べない体験、教育活動、学習活動をぜひ実施していただきたいという方針で、近隣市町が早く決めても我々は実施する方向でぎりぎりまで待つので、十分に検討いただきたいというふうに校長には伝えている。ぜひその辺りをご理解いただき、ご助言いただけたらと思う。

続いて、令和3年度の授業日期間の変更について報告する。校長会の提案もあり以下のように変更する。1学期については、令和元年度までは4月8日から7月20日までであった。これを前後1日延ばし、4月7日から7月21日とする。2学期は、従来9月1日から12月24日までだったが、来年度は9月1日から12月25日で、後ろを

1日延ばす。さらに、3学期については、従来1月8日から3月24日であったが、本年度と同様に1月7日から3月24日として、3学期も前を1日延長する。年間を通じ、併せて4日間を授業日として増やす予定で、3年間ほどをめどに試行として行っていきたいと考えている。

これについては、年間で4日間授業日を増やすことで1日6時間、24時間の授業時数が捻出できる。例えばゴールデンウィーク明けぐらいまで、子どもたちも大変忙しく活動する。それで、特に進級や進学をした子どもたちにとって人間関係づくりや部活動見学、あるいは先生との触れ合いの時間を確保したいということで、その時期は授業を5時間で全て行って、ゆったりとした授業活動を進めてやりたいということが1つのねらいである。それから、9月当初は熱中症や体力消耗における対策として、6時間授業が続くのは本当に大変であることを考え、こちらも5時間で帰れるよう、この24時間を使って授業時数の確保をした上で、ゆとりある教育活動を考えたい。

その一方で、教師への配慮も考えている。教育委員の皆さんから常日頃多忙な教師の労働時間の適正化を図ってほしいとのご助言を頂いている。これについても5時間で帰ることで、例えば4月の会議や学校の最初の計画、準備等に費やす時間にすることができ、それが終わってから、教材研究や宿題を見る時間を取ることもできる。あるいは部活動の後に会議を行うことをなるべく省いて、先生方の働き方改革を目に見える形にしたい。先月も超過勤務時間が積算100時間を超える場合などに産業医につなげるということを議決していただいたが、これはあくまでも対処療法でしかない。実効力ある働き方改革をしたいという思いから、校長会と共にこの方針で試行として進めていく。ご承知おきいただきたい。

続いて、2点目に、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策として各学校園で行った取組について報告する。別添資料を参照。本年度は計画訪問が実施できなかったため、県教委から求めがあった報告書を定例教育委員会用アレンジし、学校園ごとの特色ある取組を提示した。ICT機器を活用したリモートでの教育活動や三密を避ける学習環境の整備、保護者との連携、家庭教育への支援、感染症対策を講じて実施した学校園行事、職員室での対策、それぞれの学校園が実情に合わせ工夫をした様子を、ほんの一端ではあるがまとめている。これで全てというわけではないが、間もなくちょうど1年がたつので、皆さんにご心配いただいていた子どもたちの様子や先生方のご苦勞を含め、お時間のあるときにじっくりご覧いただけたらと思う。

#### 教育委員からの意見や質問及びの学校教育課長の回答

- ・令和2年はコロナ禍で、特に夏の熱中症対策にとっても苦勞されていたと思う。私たちも意見させていただき、例えばクールタオルなど買っていただき感謝しているが、そういった反省点を込めて熱中症対策として何か考えているのか。

(回答) まず、本年度の国の補正予算を使い、委員の皆さんが総合教育会議の場でも言われたように、具体的には製氷機、送風機といったものを設置し対策を練っていただいたところである。それから、クールタオルについては、本年度から学校教育課で予算をとり、300人近い新入学の小学校1年生の子どもたちに対し、今年と同様クールタオルを配布することになっている。これは今年の反省というか、良かった点を踏まえ継続的に行なっていこうと考えている。あとは、教育活動がどのように進められるか、あるいはまた夏期休業日が夏期授業日になった場合にどうするのかという課題もあるが、今までやってきたことを当然のごとくするのではなく、変化変更しながら行っていきたい。こちらは知恵をつけたと認識しているので、学校と連携しながら今後も考えていきたい。

- ・お礼を言いたい。コロナ禍で大変だったが、災い転じて福となすというか、コロナで経験したことが来年度の取組にも反映されていることは、とてもありがたいなと思った。各校の発表内容も様々で取り組んだ「これがうちの売りや」というのが出てきているなと思った。また、帰ってじっくり読ませていただく。感謝をお伝えしたい。

#### こども未来課長

資料9、10 ページ参照。加西市では特に私立園での保育士確保が本当に大変な状況である。そこで、「加西市保育士等定着支援一時金給付事業」として、市内の私立園に今年4月から新たに就労される保育士等を対象に一時金の給付を行いたいと考えている。その目的は、市内の私立園の就職を促進し、職場の定着や人材確保を行うことで、待機児童の解消を図ることである。対象期間は3年間。補助金制度は期限を切って、令和7年度までとする。

対象者は令和3年4月1日から令和6年3月1日までに市内の私立保育所、私立認定こども園、それから小規模保育事業を行う事業所に直接雇用され、保育業務に専従する保育教諭、保育士、または看護師で、労働時間が1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する方。現保育施設に就労した日から過去1年以内に、市内の他の私立園で勤務されていないこと、あるいは過去にこうした事業による一時金の交付を受けていないことが条件になる。

一時金の額は月額2万円。採用後1年ごと、3年まで年額24万円を対象者に支給する。勤務が1か月に満たない月や産休、育休、病休等の休職期間中は月数に含まれない。それから、就労のため市外から転入した場合、初年度1回だけ最初の月に5万円が加算される制度となっている。これまでもこうした保育士の処遇改善の事業はあったが、市が園に補助金を支給して、手当を出すという目的のものが多かった。今回は、加西市独自の制度ということで、直接保育士個人へ給付するよう進めたいと考えてい

る。

#### 生涯学習課長

この度、中央公民館が優良公民館として文科省から表彰をされた。ちょうど今日の1時半から表彰式があり、本来は東京で行われるのだが、中央公民館長がオンラインで参加し表彰された。中央公民館では、高齢の利用者が多い公民館にできるだけ子どもたちを呼び込みたいということで、以前からこども茶道教室、生け花教室、夏には丸山公園で親子盆栽教室など開催し、できるだけ伝統文化を子どもたちに伝えたいという思いで、子どもと親子に焦点を当てながら講座を開催している。そうした取組が地域で学び、伝統や文化を次世代に引き継ぐということで、今回の表彰につながった。善防公民館、南部公民館、北部公民館も以前に表彰を受けている。

#### 教育委員からの意見及びの生涯学習課長の回答

- ・館長とは昔からの知り合いなので、この前話をしたところだった。コミセンの改修中は善防公民館に間借りをし、少し窮屈な思いをしたというが、昨年9月にこちらに戻ってきて、コロナ禍で大変だがいろんなことを頑張っていると言われていた。これからも応援していきたいと思っている。
- ・以前から公民館活動がかなり高齢化してきて、人数も減ってきているという問題点は言われてきたと思うが、こうやって親子で一緒に参加できるようにして、世代間で広く活用してもらえそうな取組をされているのは本当にいいことだと思う。今後ともよろしく願いしたい。  
(回答) そうしていきたい。ありがたく思う。

#### 総合教育センター所長

青少年健全育成カレンダーとクリアファイルについて報告する。教育委員のお手元にお配りしているクリアファイルは、市の青少年補導委員連絡協議会が中心となりいじめ防止啓発を目的として毎年作っているものである。今年度は、夏休みが短くなった関係で、いじめ防止のためのポスターあるいは子どもたちの素直ないじめ防止のための標語等が募集できなかつたので、作品を多くは載せられないが、美術部や美術科の課題に割り当ててもらったところから入れている。今年度は家庭教育の重要性を大切に「ねひめっこ」の啓発スローガンを上げたのと、昨今問題になっているスマホの使い方の啓発を載せている。本日、各学校にて全児童生徒にクリアファイルを配った。同時に、区長さん、公民館、関係機関へカレンダーを配布しており、市民総がかりでいじめの防止啓発に努めたい。



## 教育長の発言と質問及び教育センター所長の回答

- ・これは全員に配られているのか。  
(回答) 全児童生徒に配っている。昨年度より、児童生徒には大きなカレンダーより実用性があるほうが良いとして、クリアファイルに変えた。
- ・いじめや不登校の問題は本当に心が痛むことで、なかなか全面的に一括して解決するのは難しいということが心苦しいが、総合教育センターを中心にベストを尽くしたい。

## 図書館長

加西市子ども読書活動推進計画（第三次）の策定について報告する。当計画はお手元に配布の別冊資料を参照。本計画は、加西市の子どもたちが本への関心を高め、読書週間を定着させることにより、自立した豊かな心を育むことができるよう、家庭、地域、学校が連携し積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことを目的としており、そのための施策を取りまとめたものである。

加西市子ども読書活動推進計画については、平成 18 年度に第一次計画、平成 27 年度に第二次計画が立てられ、今回の計画で第三次になる。平成 30 年 4 月に国の第四次子ども読書活動推進に関する基本的な計画、令和 2 年 3 月に兵庫県のひょうご子ども読書活動推進計画（第四次）がそれぞれ策定され、これらを踏まえて本計画を策定している。令和 2 年 9 月 30 日に開催した加西市図書館協議会で話し合わせ、昨年 11 月 11 日から 12 月 9 日にかけてパブリックコメントを実施し、計画に関する意見募集を行っている。なお、本計画期間は、令和 3 年度からおおむね 5 年間。当計画は本日の定例教育委員会に提出した後、市内小中特別支援学校、こども園、公民館、図書館協議会委員に配布し、その後図書館ホームページにも掲載する予定。

## 教育委員からの質問及び図書館長の回答

- ・資料 8、10 ページ辺りで、前回調査と比べて「ほぼ毎日利用する」や「週に 2、3 回利用する」の回答が増え、いい方向になっていると思う。しかし、逆に「ほとんどない」の回答も増えている。子どもたちにはスマホやゲームよりも、できるだけ本を読ませたいと思うが、その辺で今後どのように改革するのか、何か考えられていることがあれば教えていただきたい。  
(回答) 統計上の話になるが、令和 2 年度に関してはコロナ禍の影響があり、加西市図書館に来ていただいた来館の総体、全体の数自体が約 3 割減っている。統計をは

つきり確認してはいないのだが、その中でも子どもたちの来館数が格段に落ちている状況である。その原因としては、空調の修理もあったが、コロナで夏休みがなかったことが原因の1つと言える。ただ、資料にもあるように、貸出総数は変わらない状況があり、その貸出総数の中で児童図書が占める割合というのも変わっていない。特にコロナに関して言えば、親御さんたちが来られて児童書をたくさん借りるケースがとても多かったので、子どもたちの本を読みたいという気持ちはそんなに変わっていないと考えられる。今の段階はコロナでなかなか難しいところがあるが、来年度はできるだけ子どもたちが図書館に来て活用してもらえるようなイベント等を積極的に行っていきたい。

## 1 0 協議事項

なし

## 1 1 教育委員の提案

なし

## 1 2 今後の予定について

- ・第5回加西市学校あり方学習会 3月16日(火) 18:00~1F多目的ホール
- ・令和3年第3回定例教育委員会 3月29日(月) 14:00~1F多目的ホール
- ・令和3年第4回定例教育委員会 4月20日(火) 14:00~1F多目的ホール

## 1 3 その他

- ・2020年から小学校の新学習指導要領がスタートして、約1年がたっているが、その新学習指導要領で新しいことや試したことは何かないか。例えば、主体的、対話的でアクティブラーニングをしながら個人の資質や能力を育てるということになっているが、それに対し1年目で何か新しいことや試されたことがあったら教えていただきたい。

(学校教育課長の回答) 例を上げていただいたように、当初はアクティブラーニングという言い方をしていたが、新学習指導要領の1つのキーワードは、主体的、対話的で深い学びとされている。今年度を見据えて2年程前から、各学校ではその移行に向けて準備をしていた。主体性、特に対話というところを市指定の研究会で具現化しようとしてきたわけだが、残念ながら新型コロナウイルス感染症対策によって対話ができない状況があった。例えば面と向かった1対1のやりとり等は、ソーシャルディスタンスを取ると教室の形状上全くできない状況があり、研究発表は教育委員会のみで行ったのだが、その点が大変残念であったという反応だった。それについては本年度のコロナ禍が収まった後に行っていくことで、文科省の言う「深

い学び」につなげていきたい。

一方、加西市は全国に先駆けて1人1台 Chromebook 端末を配布している。それで、新たな学びの様式として、対話はできないがキーボードに向かって子どもたちが自分の考えを述べて、それを大型ディスプレイのモニターに映し出して、意見として取り上げながらやっていくという学習スタイルを学校でどんどん試してもらっている。コロナ禍で休業があったときにオンライン学習はどうするのかということで、家での使用は比較的スムーズに広がった。しかし、本来の計画はそうではなくて、教室の中である意味のインターネット空間、仮想のインターネット空間を使いながらやりとりができるというために行っていたので、10月1日から Chromebook が入り、所長も言われた ICT 支援員の活用、その一部はもう配置をしておき、センターでは教職員研修を行っていただいた経緯がある。そういったところで、検証を深めながら進めていっている状況がある。

日渡先生の研修の中にもあったが、学習指導要領は10年先を見据えた改革として行っているので、例えば、賀茂小では今年プログラム学習を大々的に行っているなど、各学校で工夫しながら新しい教育内容を新学習指導要領に基づいて始めているところである。続いて、1年遅れで中学校が始まるので、それも進めていくところである。

- ・テレビで、各生徒が自分の家からパソコンでつなげて、教室に先生が1人いてと、実際にオンライン授業の予行練習のようなものを行っているのを見た。ネット環境もあるかもしれないが、加西でもそういうことは考えたりしてないのか。  
(学校教育課長の回答) 実際、そのような環境を創れる状態ではある。一方、先月に善防中で1年生から3年生全生徒がアクセスしたとき LAN の高速化に少し対応できなかったという事例もあった。また、ある学校で先生本人の体調は悪くないのだが、ご家庭の都合で休まざるを得ないということがあった。その際、学校にいる子どもはほかの先生が指導していたのだが、先生が家庭から子どもたちに指示を出したりすることがあった。イレギュラーで想定していなかった状況だが、遠隔から先生が指示を出したり、指導したりということをやったこともある。従来から、特に泉中学校区の小学校では、Chromebook が入る前から遠隔授業を Skype や Face Time を使ったりしていたので、それがよりやりやすくなったという状況があり、さらに活用を深めていきたい。
- ・これからは少子化で子どもたちは減っていくばかりだろうから、他校と交流をしていっていただきたいというのが私も含め保護者の要望である。  
(学校教育課長の回答) それは既にやっている。一つの授業を連携する小学校同士で受けるというようなこともしていると聞いている。

- ・泉校区だけか。ほかのところもしているのか。

(学校教育課長の回答) ほかの校区がしてという情報は入ってきていない。ただ、自然学校が4泊5日で実施できなかつたので、自然学校前後での交流や自己紹介は南のほうの学校でも実践を行っていると聞いており市内全体に広がっていった状況は聞いている。

- ・私の娘が、先日「お母さんも免許返納になったときのために自転車の練習をしときよ」と言って電動自転車を買ってくれた。本当に乗れるか分からなくて練習を試みた。そうしたら、中学生の自転車登下校の環境の悪さを知り、本当に危ないなとつくづく思った。皆さん先生方、子どもたちの走る道を自転車に乗って経験されたことはあるか。常峰先生、泉中学校におられたとき、子どもたちどんなどころを走るか経験されたことはあるか。

(総合教育センター所長の回答) 自転車に乗ってはないが、泉校区は広くて果てしないので、果てしなく万願寺の奥まで上がろうと思ったら、かなり早い時間に出たとしても真っ暗になったりとか。特に若井のほうから先に行く道は狭いところがあり、接触事故が起こったこともある。

- ・自転車に乗って一度経験されたほうが良いと思う。私が中学生のときは自転車通学ではなかつたので、全然そんなことは感じなかつたが、自転車に乗ると、加西市の自転車の環境は何と危ないのかとびっくりして、これは何とかしなければいけないと思った。調べてみたところ、県では今自転車通行空間整備5箇年計画というのをしているのだが、ご存知だろうか。小学校の登下校路はグリーンで塗られている。自転車道を造るのは大変なので、中学校も同じように線を引いて自転車マークをつけるだけなら、そんなにたくさんの予算は要らないかと思う。子どもたちの危険を考えたら、県も推進しているし、多少の予算が要るとしても即刻造るべきではないかと思う。それには市も関係していると思うのだが。

(回答) 車道については、特にグリーンベルトなどは加東の土木事務所の管轄になる。それから、横断歩道や規制のかかることに関しては警察の管轄となる。地域の方から要望を出していただきながら、こちらの行政も要望を出しながらということになるので、また教えていただけたらと思う。

- ・時間を要す即刻のことだと思うので、市内全域ではなく、まず子どもたちの走るところは検討していただきたいと思うが。子どもたちの走るところを私も走ってみたが、車がすれすれで通っていった。だから、そこは自転車が通っていいよという線と、自転車が通るところなのでそこは減速してくださいとちゃんと指定していくこ

とは大事だと思う。

(回答) 子どもの命と安全ということ、また同時に高校生になってまでこういう指導をしてもらえるかという点も考えれば、加西市には大人が自転車に乗っても危ない状況のところは多々あるので、中学生になったらそういう経験をしながら学んでいくことも大事である。もちろん命に関わると非常に具合が悪いのだが、地域の方が「ちょっと危ないな、気をつけよう」と言いながら声をかけていただいたり、先生が立ち番をしたりと、そうしながら子どもたち自身が育って行くこともある。ある意味、その両方のバランスを取りながらいくことも大事だと思っている。

- ・今の5箇年計画の中に登下校路の自転車マークやレーンを造ることは入っていないのか。県では「自転車ネットワーク路線及び中高生の自転車通学経路のうち安全対策が必要な箇所について、整備完了を目指してほしい」と書いているが。

(回答) その話については、私は少し存じ上げていないので。

- ・通学路に関して検討して、次回の定例会でどのようなことになったのか教えていただきたい。自転車のレーンを引いて、自転車マークをつけるだけでも、車に対してここは自転車が通るので、そこを減速してほしいと分かると思うので。今は、西長と西脇から河内のところの道に造られている。

(回答) 通学路に関しては、管轄署へ行き確認をしておきたいと思う。

(教育長の回答) 今聞いていて、道路の太さで自転車路が取れるかという問題が多分あるのかなとは思った。日本はそういうのが一番後れている。ヨーロッパなんかに行ったら、特にオランダやパリも今すごくそのようになっている。県道の太さとかもあり、なかなかされていないのではないかな。確かにおっしゃるとおり大変危険なので、何が問題なのかも含め少し調べる。

(回答) 要望は仮にできるとしても、先ほど言われたように管轄は県道や市道だったりする訳なので、要望できても、いつまでにということまではなかなか厳しいかと思う。

- ・いつと言っているわけではなく、どのように考えられるかということ。予算もあるので、どのように進めるか頭に入れて、子どもたちのことを考えてほしい。

(回答) それはそうだが、予算については当然、県道は県だし、市道はどうなるか分からないが、教育委員会がそのお金をもってやることではないというふうには思う。

- ・でも、子どもたちの登下校の道なので、教育委員会も関係する。

(教育長の回答) 教育委員会が予算措置できるかどうかは別としても、その予算措置をするにはどこへ働きかけたらいいかとか、多分おっしゃっているのはそういうこ

とではないかと思う。だから、一度ちゃんと調べる。これはどこの課または誰がやるべきものなのか。

- ・大変なことだが、子どもたちのことを考えて取り組んでいくべきことだと思う。今、コロナ禍でいろんな問題が山積みであるが、そういうことも考えていただきたい。

(回答) この前の指導については、学校で交通安全教室を行ったり、あるいはPTAで立ち番をしたりと、先生が交通指導をしたり、そういう指導の部分とハード面がある。ハード面については、こちらとしては今の5箇年計画等を見ながら加西署に要望することはできるが、最終的な予算措置等は県の土木や市の土木課になってくると思う。であるから、そういう動きはするが、できれば地域の方からも声を上げていただければ、学校としては非常にありがたい。

- ・北部公民館についてだが、泉よつばこども園のそばに北部公民館がいずれ建てられると聞いたことがある。それは徐々に進みつつあるのか。

(生涯学習課長の回答) 市へ予算要求している。財政の優先順位等もあるので、こちらで要求はしているが、その順番を考えながらと聞いている。

- ・泉よつばこども園ができて旧幼稚園の施設が4つ残っている。私の考えるところでは、そこの使い方もあるのではと思う。もし使えるところがあれば、税収もどんどん減っていくので、無理やり新しいものを造らなくてもその辺を考えられるのではないだろうか。

(生涯学習課長の回答) まず、土地を確保していること。また、少し古い建物で、結局今と同じ体育館として避難所の活用ができない、調理としてもクッキングができないなど、建てられた用途が違うので、全く同じ活用をするのは少し難しいと思う。それで、駐車場もあわせ、皆さんに来ていただきやすいように下の新しいところに建てたいと考えている。

- ・幼稚園は耐震の工事をしているのか。

(こども未来課長の回答) 残念ながら古い園舎なので、あのままでは耐震できない問題があると思う。耐震基準が古い状態の設計のものなので、全部が全部耐震の基準を満たしてはいないということ。

- ・ということは、使えないということか。

(こども未来課長の回答) まず、話がこども園の話になったので、若干の説明をさせていただく。新しいこども園を整備する際は、古い施設を統合して、それが新しい建物になるということを条件に、国や県からいろんな財政支援を受けている。なの

で、新しいこども園が開園して5年以内に今の古い建物については解体するか、あるいは別の第三者に譲渡をすることが前提となっている。それで、古い建物については市の所有のまま活用することは、できない状況にある。なので、教育委員会こども未来課としては、この4つ、5つの建物は第三者に売る。もしくは建物を解体する。このどちらかを5年以内に行わなければならない。その計画で進めている。

・耐震が無理ということは、誰かが購入したとしても使えないということか。

(こども未来課長の回答) 古い建物が使えないかどうかは別として、古い建物を購入された方がリスクを取って使われるということになると思う。

さらに、市債と言って、市が借金をする際に有利な借金をするための条件として、そういった制度を活用した経緯がある。もう1点だけ説明させていただくと、今の新しい泉よつばこども園を整備するとき、田んぼを造成し宅地にしたので、それには国や県に対して、ここはこども園にする、ここは公民館にするという約束の下に整備を行っている。であるから、幾ら時間がかかるとしても、いつ建てるのかということには、それなりに計画を履行していく責任がある。何らかの形で公民館の整備はしていく必要があると考える。

(教育長の回答) せっかく建物があるのにとみんな思われるが、そうした制度上、ちゃんと建てやすくしてあげるから、その代り古いものは壊しなさいよとか、譲渡しなさいよというものがあるらしいです。また、北部も大変上のほうで使いにくく、古すぎるので、市のほうも何とかしなければと思っていることだと思う。

#### 1 4 質問及び討議の内容 (非公開)

議案第3号 令和3年度加西市公立学校の管理職人事内申について

教育部長より、令和3年度加西市公立学校の管理職人事内申について説明する。

#### 1 5 議決事項 (非公開)

議案第3号 令和3年度加西市公立学校の管理職人事内申について

原案どおり可決

この会議録は、事務局員が作成したものであるが、真正であることを認め、ここに署名する。

令和3年2月25日

出席者

(出席者署名)